

○南丹市浄化槽維持管理組合補助金交付要綱

平成26年3月28日

告示第57号

南丹市合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱(平成18年告示第157号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を適正に維持管理する組合に対し、南丹市浄化槽維持管理組合補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、南丹市補助金等の交付に関する規則(平成18年南丹市規則第64号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 南丹市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成18年南丹市告示第156号)第2条第1号に規定する浄化槽及び同条第2号に規定する高度処理型浄化槽をいう。
- (2) 対象区域 本市の区域のうち、公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業認可区域を除く区域をいう。
- (3) 維持管理 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第7条又は法第11条に定める水質に関する検査を受け、法第10条に定める清掃及び環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第6条第2項に定める保守点検が行われていることをいう。
- (4) 維持管理組合 対象区域の区において浄化槽普及率が50パーセントを超える区で、浄化槽を適正に維持管理するために組織された組合をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる浄化槽は、対象区域にある住宅用又は店舗等併用住宅用で、維持管理が行われている浄化槽とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する浄化槽は補助の対象としない。

- (1) 居住の用に供しない建築物に設置された浄化槽
- (2) 事業主が従業員に使用させる目的で所有し、又は借りている建築物に設置された浄化槽
- (3) 浄化槽設置が当該年度の浄化槽

(維持管理組合の届出及び責務)

第4条 維持管理組合は、対象区域の各区に1つとし、維持管理組合を設立した場合にあっては、浄化槽維持管理組合設立届出書(様式第1号)により、次の書類を添えて市長に届出なければならない。

- (1) 維持管理組合の規約
- (2) 組合員の氏名、住所及び浄化槽の人槽を記載した名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 維持管理組合は、補助の対象となる浄化槽が適正に維持管理されるよう努めるとともに、その取りまとめの実施及び区域における浄化槽の設置推進に寄与するよう努めなければならない。

(補助金額及び交付先等)

第5条 補助金の額は、浄化槽の人槽に応じ別表に掲げる金額を年額として、その金額に維持管理が行われている浄化槽の基数を乗じて得た金額と同表に掲げる事務費を加算した金額とする。

2 補助金の交付先は、第4条に規定する維持管理組合とし、次条以下に定める補助金の交付に係る手続は、維持管理組合の代表者が行うものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第6条第1項の規定による交付申請書は、浄化槽維持管理組合補助金交付申請書(様式第2号。以下「交付申請書」という。)とする。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 浄化槽の維持管理に係る事業計画書
- (2) 事業の収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第7条 市長は前条の規定により交付申請書の提出があったときは、規則第7条に基づき速やかにその内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したときは、浄化槽維持管理組合補助金交付決定通知書(様式第3号)により、不交付と決定したときは、浄化槽維持管理組合補助金不交付決定通知書(様式第4号)により維持管理組合の代表者にそれぞれ通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定による実績報告書は、浄化槽維持管理組合補助金実績報告書(様式第5号)とする。

2 前項の実績報告書は、事業完了後1箇月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 浄化槽の維持管理状況を証する書類

(2) 事業の収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により事業の成果の報告を受けたときは、維持管理業者から提出される保守点検記録等と維持管理の状況を照合し、維持管理が適正と認めた浄化槽を基に補助金の額を確定するものとする。

2 規則第15条の規定による通知は、浄化槽維持管理組合補助金確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による補助金の確定を受けた維持管理組合の代表者は、浄化槽維持管理組合補助金交付請求書(様式第7号)により補助金の請求をするものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 規則第17条の規定に基づく補助金の交付決定の取り消しは、維持管理組合が次の各号のいずれかに該当した場合にすることができるものとする。

(1) 規則第11条の規定に違反したことが判明したとき。

(2) 当該年度の中途において維持管理組合が解散したとき。

2 補助金の取り消しの決定通知は、浄化槽維持管理組合補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第12条 規則第18条の規定による補助金の返還は、浄化槽維持管理組合補助金返還通知書(様式第9号)により命ずるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

(単位：円)

種別	区分	補助基本額
浄化槽	5人槽	10,000
	6人槽	12,000
	7人槽	13,000
	8人槽	15,000
	10人槽	22,000
事務費	1組合につき	10,000

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

南丹市長 様

組 合 名

代表者名

㊟

電話番号

浄化槽維持管理組合設立届出書

地域における浄化槽の適正な維持管理等のため、次のとおり組合を設立したので、南丹市浄化槽維持管理組合補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき届出をします。

組合名称	ふりがな
代表者氏名	ふりがな
設立年月日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 名簿 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

南丹市長 様

組 合 名
代表者名 ㊤
電話番号

浄化槽維持管理組合補助金交付申請書

南丹市浄化槽維持管理組合補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づく事業を実施したいので、第6条の規定により次のとおり補助金の交付を申請します。

補 助 年 度	年 度			
交 付 申 請 額	円			
補 助 金 の 計 算	区 分	基数等	補助基本額	金 額
	5人槽		10,000円	円
	6人槽		12,000円	円
	7人槽		13,000円	円
	8人槽		15,000円	円
	10人槽		22,000円	円
	事務費	1	10,000円	10,000円
	合 計			
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類（ ）			

第 号
年 月 日

組合名

代表者

様

南丹市長

Ⓜ

浄化槽維持管理組合補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった浄化槽維持管理組合補助金について、南丹市浄化槽維持管理組合補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により交付することを決定したので、次のとおり通知します。

1 交付金額 金 円

2 交付金額の内訳

区 分	基数等	補助基本額	金 額
5 人槽		10,000 円	円
6 人槽		12,000 円	円
7 人槽		13,000 円	円
8 人槽		15,000 円	円
10 人槽以上		22,000 円	円
事務費	1	10,000 円	10,000 円
計			円

3 交付条件

(1) 補助事業

南丹市浄化槽維持管理組合補助金交付要綱第 3 条及び第 4 条第 2 項の規定に基づく事業計画により事業が実施されること。

(2) 状況報告

市長から補助事業の実施状況の求めがあったときは、直ちに市長に報告すること。

(3) 実績報告

実績報告は事業完了後 1 箇月以内、又は当該年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに提出すること。

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

組合名

代表者 様

南丹市長 ㊟

浄化槽維持管理組合補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽維持管理組合補助金については、南丹市浄化槽維持管理組合補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、交付しないことと決定したので通知します。

（不交付とした理由）

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

南丹市長 様

組 合 名

代表者名

㊤

電話番号

浄化槽維持管理組合補助金実績報告書

年 月 日付け、 第 号で交付決定のあった浄化槽維持管理組合補助金に係る事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 交付決定額 金 円

2 事業完了日 年 月 日

3 添付書類

(1) 浄化槽維持管理報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

組合名

代表者 様

南丹市長 ㊟

浄化槽維持管理組合補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった浄化槽維持管理組合補助金については、次のとおりその額を確定したので通知します。

- 1 交付決定番号 第 号
- 2 交付決定金額 金 円
- 3 交付確定金額 金 円

様式第7号（第10条関係）

浄化槽維持管理組合補助金交付請求書

年 月 日付け、 第 号で確定通知のあった浄化槽維持管理
組合補助金を次のとおり請求します。

請 求 金 額	百	十	万	千	百	十	円
---------	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

南丹市長 様

組 合 名
代表者名 ㊟
電話番号

（補助金の振込先）

振 込 先 口 座	
振込金融機関名	銀行 本店 農業協同組合 支店 信用金庫 支所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	
口座名義人	ふりがな

様式第 8 号（第 11 条関係）

年 月 日

組合名

代表者

様

南丹市長

㊟

浄化槽維持管理組合補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、第 号で交付決定した浄化槽維持管理組合
事業補助金について、南丹市補助金等の交付に関する規則第 17 条の規定によ
り、次のとおり取消したので通知します。

1 取消金額 円

2 取消事由

様式第 9 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

組合名

代表者

様

南丹市長

㊟

浄化槽維持管理組合補助金返還通知書

年 月 日付け、第 号で交付確定した浄化槽維持管理組合補助金について既に交付した補助金を、次のとおり返還されるよう南丹市補助金等の交付に関する規則第 18 条の規定により通知します。

1 返還金額 円

2 返還期限 年 月 日

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第11条関係)

様式第9号(第12条関係)